LECの革新的新プログラム

Core Knowledge

コア重点学習

ムダなく、迷いなく一気に合格へ向かう!

LECの講義 ＝ 「コア」知識 ＋ 「コア」知識の理解を助けるコア周辺知識

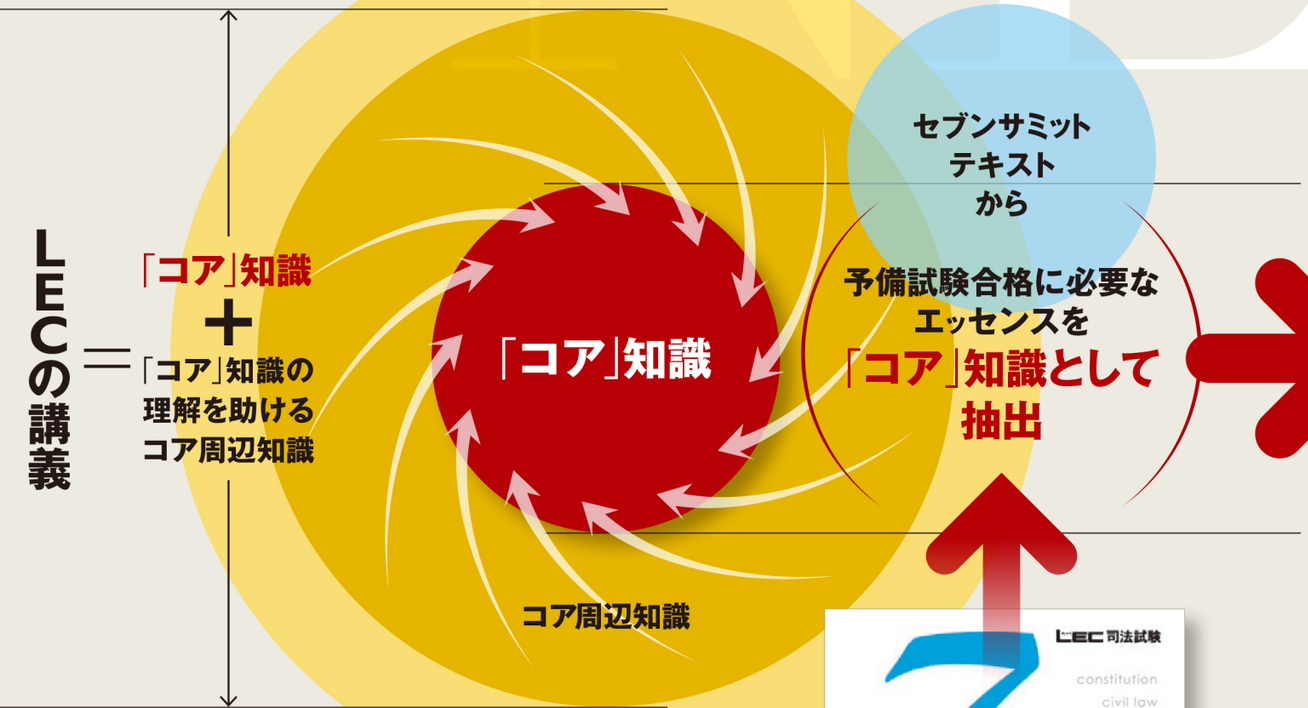

安心の網羅性
セブンサミットテキスト

45年の指導歴が誇る、司法試験新時代を制する入門講座テキストです。全受験生が知っておくべき、予備試験・司法試験の合格に必要な情報は本テキストが網羅しています。短答式試験で問われる細かな知識も、本テキストでしっかりと修得することができます。難解で抽象的な法概念や複雑な事案は、整理図・まとめ表を豊富に掲載し理解の促進を図ります。

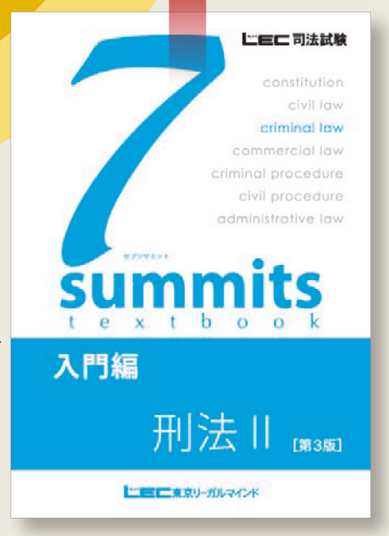

1 コアノート

◆セブンサミットテキストから「コア」知識を抽出して集約したエッセンス集です。◆入門講座、論文合格講座と完全リンクしており、本試験当日まで使える画期的な教材です。◆重点的に復習すべき項目だけを集約しているので、何を学習すべきなのかが明確になっており、迷うことがありません。

2　強盗罪

75	★★★	強盗罪（236Ⅰ）における「暴行・脅迫」の意義	**財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫**（最決義の暴行，最判昭23.11.18）
76	★★★	暴行・脅迫が相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるか否かは，いかなる基準で判断すべきか	客観説（判例，通説） **暴行・脅迫自体の客観的性質により，一般人を標準に判断する** ※なお，客観的に反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えた以上は，相手方が現実に反抗を抑圧されたかどうかを問わず，実行の着手が認められる
77	★★	強盗罪における「強取」の意義	**①暴行・脅迫により，②相手方の反抗を抑圧し，③その意思によらずに財物を自己又は第三者の占有に移すこと** （＝暴行・脅迫から財物奪取までの間（①～③）に因果関係があることが必要）
78	★★★	「強取した」といえるためには，被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか（例：客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫が加えられたが，被害者の反抗は抑圧されず，憐憫の情から財物を交付した場合）	必要説（通説） ∵強盗は暴行・脅迫を手段とする財産奪→暴行・脅迫と財物奪取との間に因果関係がない以上，「強取」とはいえず，未遂にとどまる ※なお，判例（最判昭24.2.8）は，客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えたが，被害者は単に畏怖したにすぎず財物を任意に交付した場合において，強盗既遂罪の成立を認めている（不要説）
79	★★★	財物の占有を確保した後に被害者を殺害しようとした場合の処理（例：被害者から覚せい剤を取得して占有を確保した後に，覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために被害者を殺害しようとした場合）	最決昭61.11.18 「犯人による拳銃発射行為は，被害者を殺害して同人に対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされていたその代金の支払を免れるという財産上不法の利益を得るためになされたことが明らかであるから，右行為はいわゆる２項強盗による強盗殺人未遂に当たるというべきであり……，先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体としては，窃盗罪又は詐欺罪のいずれに当たるにせよ，……本件は，その罪と（２項）強盗殺人未遂罪のいわゆる包括一罪として重い後者の刑で処断すべき」

2 コアテスト

◆入門講座と並行して実施する理解度確認テストです。◆短答式、空欄補充式、事例問題式の問題を通し、客観的に理解度を把握することができます。◆できなかった問題はコアノートに戻り復習する学習サイクルを確立することで、強固な基礎知識を修得できます。

※柴田クラスは、論文過去問解説を実施。

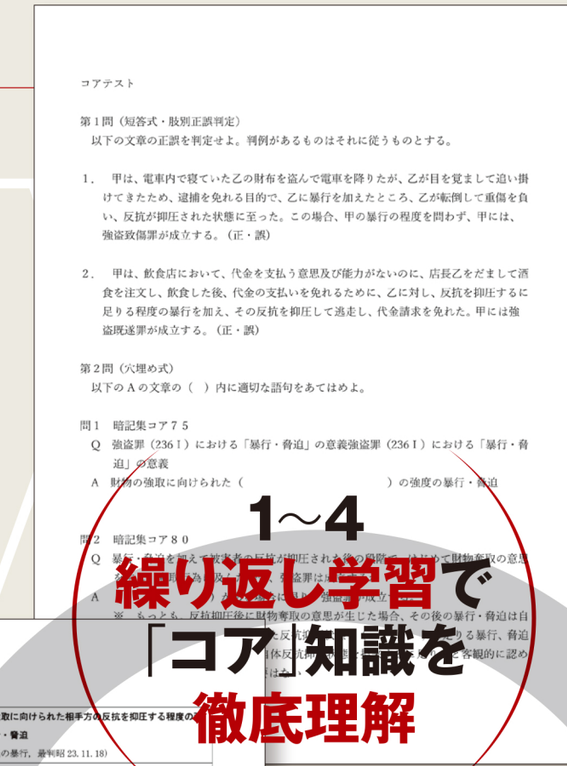

コアテスト

第１問（短答式・肢別正誤判定）
以下の文章の正誤を判定せよ。判例があるものはそれに従うものとする。

1．　甲は、電車内で寝ていた乙の財布を盗んで電車を降りたが、乙が目を覚まして追い掛けてきたため、逮捕を免れる目的で、乙に暴行を加えたところ、乙が転倒して重傷を負い、反抗が抑圧された状態に至った。この場合、甲の暴行の程度を問わず、甲には、強盗致傷罪が成立する。（正・誤）

2．　甲は、飲食店において、代金を支払う意思及び能力がないのに、店長乙をだまして酒食を注文し、飲食した後、代金の支払いを免れるために、乙に対し、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加え、その反抗を抑圧して逃走し、代金請求を免れた。甲には強盗既遂罪が成立する。（正・誤）

第２問（穴埋め式）
以下のＡの文章の（　）内に適切な語句をあてはめよ。

問１　暗記集コア７５
Ｑ　強盗罪（236Ⅰ）における「暴行・脅迫」の意義強盗罪（236Ⅰ）における「暴行・脅迫」の意義
Ａ　財物の強取に向けられた（　　）の強度の暴行・脅迫

問２　暗記集コア８０
Ｑ　暴行・脅迫を加えて被害者の反抗を抑圧された後の暴行・脅迫によって財物奪取の意思
Ａ　強盗罪に
※　もっとも、反抗抑圧後に財物奪取の意思が生じた場合、その後の暴行・脅迫は自
反抗
る暴行、脅迫
体反抗
客観的に認め
は

1～4
繰り返し学習で
「コア」知識を
徹底理解

3 予備試験論文過去問答案例

◆論文合格講座で使用する教材です。平成23年～最新年度の予備試験過去問を中心に、実践的な論文対策を行います。◆全過去問の答案例はフルカラーで掲載し、色分けを施すことで答案の構成が一目で分かるようになっています。◆また、解答を導く上で必要な知識はコアノートとリンクしており、復習がしやすいように工夫が凝らされています。

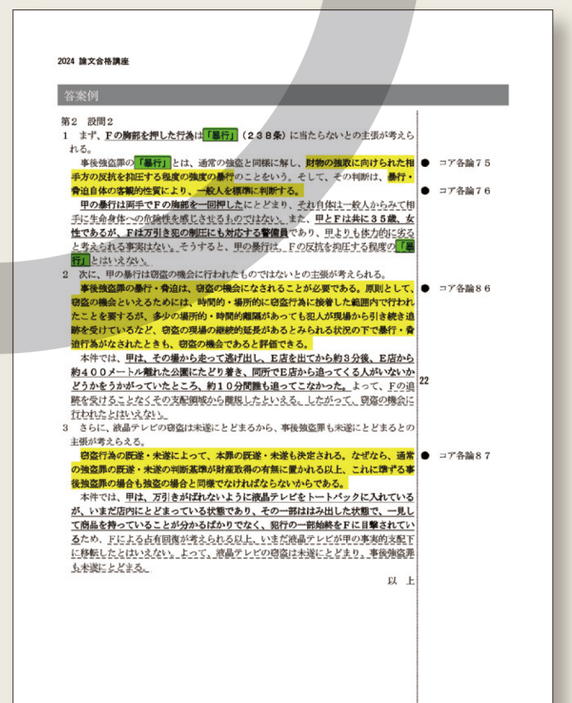

2024 論文合格講座

答案例

第２　設問２
１　まず、Ｆの胸部を押した行為は「暴行」（２３８条）に当たらないとの主張が考えられる。
事後強盗罪の「暴行」とは、通常の強盗と同様に解し、財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行のことをいう。そして、その判断は、暴行・脅迫自体の客観的性質により、一般人を標準に判断する。　● コア各論７５
甲の暴行は両手でＦの胸部を一個押しただけにとどまり、それ自体は一般人からみて相手に生命身体への危険を感じさせるものではなく、また、甲とＦは共に３５歳、女性であるが、Ｆは万引き犯の制圧にも対応する警備員であり、甲よりも体力的に劣ると考えられる事実はない。そうすると、甲の暴行は、Ｆの反抗を抑圧する程度の「暴行」とはいえない。　● コア各論７６
２　次に、甲の暴行は窃盗の機会に行われたものではないとの主張が考えられる。
事後強盗罪の暴行・脅迫は、窃盗の機会になされることが必要である。原則として、窃盗の機会といえるためには、時間的・場所的に窃盗行為に接着した範囲内で行われたことを要するが、多少の場所的・時間的離隔があっても犯人が現場から引き続き追跡を受けているなど、窃盗の現場の継続的延長があるとみられる状況の下で暴行・脅迫行為がなされたときも、窃盗の機会であると評価できる。　● コア各論８６
本件では、甲は、その場から走って逃げ出し、Ｅ店を出てから約３分後、Ｅ店から約４００メートル離れた公園にたどり着き、同所でＥ店から追ってくる人がいないかどうかをうかがっていたところ、約１０分間誰も追ってこなかった。よって、Ｆの退既を受けることなくその支配圏内から脱出したといえる。したがって、窃盗の機会に行われたとはいえない。　22
３　さらに、液晶テレビの窃盗は未遂にとどまるから、事後強盗罪も未遂にとどまるとの主張が考えられる。
窃盗行為の既遂・未遂によって、本罪の既遂・未遂も決定される。なぜなら、通常の強盗罪の既遂・未遂の判断基準が財産取得の有無に置かれる以上、これに準ずる事後強盗罪の場合も強盗の場合と同様でなければならないからである。　● コア各論８７
本件では、甲は、万引きがばれないように液晶テレビをトートバッグに入れているが、いまだ店内にとどまっている状態であり、その一部ははみ出した状態で、一見して商品を持っていることが分かるばかりでなく、発行の一部始終をＦに目撃されているため、Ｆによる占有回復が考えられる以上、いまだ液晶テレビが甲の事実的支配下に移転したとはいえない。よって、液晶テレビの窃盗は未遂にとどまり、事後強盗罪も未遂にとどまる。
以　上

ハイレベル論文答練
全60問（本試験6回分）
予備試験過去問添削※

◆「コア」知識をある程度修得したところで、答練・過去問添削※を通して、実際に使いこなせるよう訓練していきます。◆添削を通して見える、自身の課題を１つ１つ克服することで、◆答案の精度を高めていきます。

※予備試験1年スマート合格コースのみで実施。※全過去問を添削。